

鳥取県就農条件整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就農条件整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図ることを目的として交付するものとする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、（以下「事業実施主体」という。）当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助事業費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に定める率を乗じて得た額以上（ただし、事業実施主体が居住及び営農する市町村がそれぞれ異なる場合で、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、本補助金の額とする。）の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助事業費の額に同表第6欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
 - 3 間接補助事業費の上限は、認定新規就農者1経営体当たり1,200万円とする。ただし、認定新規就農者が就農後に法人化して認定新規就農者となった場合には、1,200万円から法人化する前に既に活用した本補助金の間接補助事業費の合計を除いた額を間接補助事業費の上限とする。
 - 4 本補助金の交付は、間接補助金の交付を受ける認定新規就農者並びに別表第2欄に掲げる者が行う間接補助事業の実施に係る認定新規就農者が、就農から5年以内に限り行うものとする。ただし、認定新規就農者が就農後に法人化して認定新規就農者となった場合には、法人化する前の営農期間も含め、就農から5年以内とする。なお、就農に必要な実施要領第4の2に掲げる対象機械及び施設（器具、装置、設備等を含み、施設用地の取得を除く。以下同じ。）を事前に整備する必要がある場合には、営農開始日より前に事業を実施することができるものとする。
 - 5 実施要領第4の2に掲げる対象機械及び施設で、その整備に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円未満のもの及び当該年度の間接補助事業費の合計額が30万円未満の場合は、本事業の対象としない。ただし、本事業の単年度事業費が県の他の事業を活用して整備される機械、施設の事業費との合算で30万円を上回る場合には、本事業の対象とする。
 - 6 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、補助事業費のうち、工事請負費及び委託費に該当（同等と認められるものを含む。）するものについては、県内事業

者へ発注したもの（やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とあらかじめ県が認めたものを含む。）に限り補助の対象とする。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条各号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助事業費の額に3分の1を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 市町村は、第3条第1項に規定する間接補助金の交付に当たり、事業実施主体に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第 2項後段、第17条、第25条 及び第26条	補助事業者等	事業実施主体
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表第7欄に定める変更を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、事業実施主体に対して指示をし、又は事業実施主体から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

- 第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から1月を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項各号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第2号までによるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助事業費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 市町村は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく事業実施主体に支払わなければならない。

（事業対象者の営農中止等に係る補助金返還）

- 第12条 この事業を活用して営農を開始した者（以下「事業実施者」という。）が、機械又は施設の耐用年数以内に実施要領第11の営農中止（青年等就農計画の認定の取消しを含む。）をした場合は、本事業の目的に反したものと見なし、本補助金の交付先である市町村に対し、本補助金（当該事業実施者に係る額に限る。）の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、当該事業実施者が死亡した場合や、不慮の事故等により身体に障害を受けたことにより、営農の継続が不可能となった場合は、本補助金の返還を命じないことができる。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 市町村は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、事業実施者が第13条第1項の規定により本補助金の返還を命じられ財産を処分する場合にあつては、この限りではない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定

めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び施設

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 市町村は、事業実施主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第13条第1項の規定により本補助金の返還を命じたものに係るものを除き、同条第2項の規定により本補助金の返還を命じないこととしたものを含む。）を処分したことにより収入があったことを知ったときは、そのことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第5号）及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行し、平成23年度事業から適用する。ただし、平成23年3月31日以前に本事業及び経営体育成交付金（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。）の交付決定を受けた者はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度事業から適用する。ただし、第3条第5項の規定（対象機械及び施設の整備に要する経費が10万円未満のものを対象外とする定めは除く。）については、平成24年3月31日までに実施要領第7により認定を受けた営農計画又は、第8により認定を受けた営農計画の変更による事業計画に

基づき整備する機械・施設については、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 2 第3条第3項に規定する間接補助対象経費の上限については、平成25年3月31日以前に本補助金若しくは経営体育成交付金又は経営体育成支援事業（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業」という。）の交付決定を受けた者については、従前の例によるものとする。ただし、平成25年3月31日までに実施要領第7又は第8に規定する営農計画の認定を受け、平成25年3月31日までに国事業の交付決定を受けていない者にあつては、当該営農計画で認められた本事業及び国事業に係る間接補助対象経費の合計額を、本事業の間接補助対象経費の上限とすることができるものとする。
- 3 第13条及び第14条の規定については、平成25年3月31日以前に実施した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。ただし、本補助金を活用する新規就農者が居住又は営農する市町村において、基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されるまでに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月12日から施行する。
- 2 第3条第4項及び第9条第3項の規定、並びに第4条及び第11条に規定する様式第1号及び様式第2号については、本補助金を活用する新規就農者が居住又は営農する市町村において、基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されるまでに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者についても適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月10日から施行する。ただし、施行日までに本事業の交付決定を受けた者は、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助事業費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 重要な変更
鳥取県就農条件整備事業	<p>(1) 農業協同組合</p> <p>(2) 市町村農業公社</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）</p>	<p>認定新規就農者が自らの経営において使用するための、機械及び施設で、その整備に要する経費。</p> <p>(1) トラクター、コンバイン等の農業用機械</p> <p>(2) ビニールハウス、作業場等の農業用施設</p> <p>ただし、以下のものは事業対象外とする。</p> <p>(1) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの</p> <p>(2) 整備に要した経費が10万円未満のもの。</p>	<p>1 / 2</p> <p>ただし、スーパー農林水産業士として認定された者については、</p> <p>2 / 3</p>	市町村	<p>1 / 3</p> <p>ただし、スーパー農林水産業士として認定された者については、</p> <p>1 / 2</p>	<p>(1) 本事業に係る事業費の総額が増額する場合</p> <p>(2) 事業の中止又は廃止</p> <p>(3) 対象機械・施設の変更及び導入の中止</p> <p>(4) 間接補助事業に係る事業対象者及び事業実施主体の変更</p>